

城陽市共同企業体運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、城陽市が発注する建設工事における特定建設工事共同企業体（以下「特定共同企業体」という。）及び経常建設共同企業体（以下「経常企業体」という。）の活用に関する取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この運用基準において、「特定共同企業体」とは、城陽市が発注する特定の建設工事を共同して施工し、又は履行することを目的として、工事ごとに結成する共同企業体をいう。

2 この運用基準において、「経常企業体」とは、優良な建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、中小建設業者の経営力・施工力を強化することを目的として結成されるもので、施工する工事が特定されていない共同企業体をいう。

(特定共同企業体の形態)

第2条の2 特定共同企業体には、次の2つの形態があるが、甲型を基本とし、乙型については、特殊な工事等の場合に適用することができるものとする。

- (1) 甲型（共同施工方式） 構成員が一体となって工事を施工する形態
- (2) 乙型（分担施工方式） 構成員がそれぞれ分担して工事を施工する形態

(特定共同企業体の対象工事)

第3条 特定共同企業体の対象工事は、次に掲げる工事で、工期及び内容並びに技術的特性等を総合的に勘案し、特定共同企業体による施工が適当と認められる工事

- (1) 概ね1億円以上の建設工事（建築一式工事は概ね2億円以上）
 - (2) 特許工法、特殊工法、鉄道や高速道路等に接する工事等の高度な技術を有する建設工事
- 2 前項各号の規定に関わらず、特に必要であると認める建設工事については、特定共同企業体により施工させることができる。

(入札参加の取扱)

第4条 特定共同企業体の構成員は、個々の建設業者としてその他の建設工事の一般競争入札、公募型指名競争入札及び指名競争入札にも参加することが

できる。

(構成員の数)

第5条 特定共同企業体の構成員の数は、2ないし3社とする。

(構成員の組合せ)

第6条 特定共同企業体の組合せは、発注する建設工事に対応する工事の種別について、城陽市建設工事指名受付簿に登録している者の組合せであることとする。

(構成員の要件)

第7条 特定共同企業体のすべての構成員は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものでなければならない。

- (1) 城陽市建設工事指名受付簿に登録されていること。
 - (2) 発注しようとする工事（以下「発注工事」という。）に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けて営業している者であること。
 - (3) 発注工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請として一定の実績があり、発注工事と同種の工事を施工した経験があること。
 - (4) 発注工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。
- 2 構成員は、同時に2以上の特定共同企業体の構成員となることはできない。

(結成方法)

第8条 特定共同企業体の結成方式は、自主結成とする。

(出資比率)

第9条 特定共同企業体の構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上とする。ただし、市長は、工期及び内容並びに技術的特性等を総合的に勘案し必要がある認める場合は、別途定めることができるものとする。

(代表者の要件)

- 第10条 特定共同企業体の代表者は、構成員のうち、中心的役割を担う者で、施工能力が大きい者であるものとする。
- 2 特定共同企業体の代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。
 - 3 特定共同企業体（乙型）の代表者は、構成員において決定された者とする。

(入札参加資格審査の申請)

第 1 1 条 特定共同企業体は、入札参加資格申請に当たっては次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）
- (2) 特定建設工事共同企業体協定書（写し）（様式第 2 号）
- (3) 特定建設工事共同企業体委任状（様式第 3 号）
- (4) その他、市長が必要と認める書類

(入札参加資格の審査)

第 1 2 条 市長は、前条の書類の提出を受けたときは、特定共同企業体に係る入札参加資格を審査するものとする。

(経常企業体の対象工事)

第 1 3 条 経常企業体の対象工事の種類及び規模は、単体企業の場合に準じて取り扱うものとするが、技術者を適正に配置し得る規模を確保するものとする。

(経常企業体の構成員の数)

第 1 4 条 経常企業体の構成員数は、2 ないし 3 社程度とする。

(経常企業体の組合せ)

第 1 5 条 経常企業体の組合せは、経営規模等が同程度の者の組合せとする。

(経常企業体の資格要件等)

第 1 6 条 構成員は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 登録部門に対応する許可業種につき、許可を受けてから営業年数が少なくとも 1 年以上あること。
- (2) 当該登録部門について元請として一定の実績を有することを原則とする。
- (3) 全ての構成員に、当該許可業種に係る監理技術者となることができる者又は当該許可業種に係る主任技術者となることができる者で国家資格を有する者が存し、工事の施工にあたっては、これらの技術者を工事現場毎に専任で配置し得ることを原則とする。

(経常企業体の結成方法)

第 1 7 条 経常企業体の結成方式は、自主結成とする。

(經常企業体の登録)

- 第18条 一の企業が登録することができる經常企業体の数は、原則として一とし、継続的な協業関係を確保するものとする。
- 2 同一企業が単体企業及び經常企業体の構成員として入札参加資格審査申請を行うことはできない。
- 3 同一企業が単体企業及び經常企業体の構成員として同時に登録されていることが判明した場合は、いずれかの登録を取り消す。
- 4 登録時期等は単体企業の場合に準ずる。

(經常企業体の出資比率)

- 第19条 經常企業体の構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上とする。

(經常企業体の代表者)

- 第20条 經常企業体の代表者は、構成員において決定された者とする。

(經常企業体の入札参加資格審査申請)

- 第21条 經常企業体は、入札参加資格申請にあたって、城陽市入札参加資格等に関する要綱に定める書類のほか、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
- (1) 經常建設共同企業体入札参加資格審査申請書(様式第4号)
 - (2) 經常建設共同企業体協定書(写し)(様式第5号)
 - (3) 經常建設共同企業体年間委任状(様式第6号)
 - (4) その他、市長が必要と認める書類

(その他)

- 第22条 この基準に定めるもののほか、特定共同企業体及び經常企業体の取扱いに関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成21年(2009年)8月1日から施行する。

この基準は、令和6年(2024年)11月1日から施行する。